

建設業認可申請マニュアル

滋賀県土木交通部監理課

(令和4年4月版)

●建設業許認可に関するお問い合わせは…

滋賀県 土木交通部 監理課 建設業係

Tel.077-528-4114

(事前相談・認可申請等のご予約もこちらからお願いします)

●建設業許認可申請書掲載箇所

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kensetsu/303050.html>

ホーム > 県民の方 > しごと・産業・観光 > 建設業 > 許認可・申請・届出
> 建設業許可申請書

目 次

I. 建設業認可申請について	
1 事業承継等に係る認可制度の概要	P.3
2 認可申請の提出先について	P.3
3 認可の要件について	P.5
4 認可申請の流れについて	P.7
● 必要な認可申請書類一覧表	P.11
● 認可申請書類一覧の特殊な必要書類について	P.13
5 認可後の届出書類について	P.15
II. 認可申請書の記入例	P.17
III. 建設業認可申請様式集	P.37

I. 建設業認可申請について



建設業認可申請について

1. 事業承継等に係る認可制度の概要

令和2年10月1日施行の建設業法改正により、建設業許可に関する事業承継および相続に関する制度が新設されました。

改正以前の建設業法では、建設業者が事業譲渡、合併および分割（以下「事業承継等」という。）を行う場合、従前の建設業許可を廃業するとともに、新たに建設業許可を取り直す必要がありました。そのため、従前の廃業から新たな許可が下りるまでの間に、建設業（請負契約額500万円以上（建築一式工事業においては1,500万円以上））を営むことができない空白期間が生じるという不利益が生じていました。

令和2年10月の改正建設業法では、事業承継等を行う場合は効力発生日前にあらかじめ認可を受けること、相続の場合は死亡後30日以内に申請をしたうえで認可を受けることにより空白期間を生じることなく、譲受人、合併存続法人および分割承継法人（以下「承継人」という。）ならびに相続人が、譲渡人、合併消滅法人および分割被承継法人（以下「被承継人」という。）ならびに被相続人における、建設業許可を承継することが可能になりました。なお、事業承継等および相続の認可の審査においては、承継人および相続人が許可要件を具備していることが必要です。許可要件については、「建設業許可申請マニュアル」P14～30をご確認ください。

建設業許可承継の認可は、以下の区分に分類されます。

- ① 事業譲渡（個人から法人への事業譲渡等を含む。）
- ② 法人における合併
- ③ 法人における分割
- ④ 相続（個人事業主の方に限る。）

※④の相続以外についてはそれぞれ譲渡、合併および分割に関する契約を締結することが前提になります。事業承継等の認可を受けることにより、承継人は建設業法上の建設業者としての地位を承継^{注1}することになります。

注1)「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなります。このため、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなります。一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではありません。

2. 認可申請の提出先について

承継人および被承継人が現在受けている建設業許可の内容等によって、認可申請の提出先が定められています。次の①～④については、滋賀県知事への認可申請となります。

① 事業譲渡の場合（個人から法人への事業譲渡等を含む。）

譲渡人	譲受人
滋賀県知事許可を受けている者	建設業許可を受けておらず、建設業を営む営業所が滋賀県内のみ
	滋賀県知事許可を受けている者

② 法人における合併の場合

合併消滅法人	合併存続法人
滋賀県知事許可を受けている者	建設業許可を受けておらず、建設業を営む営業所が滋賀県内のみ
	滋賀県知事許可を受けている者

③ 法人における分割の場合

分割被承継法人	分割承継法人
滋賀県知事許可を受けている者	建設業許可を受けておらず、建設業を営む営業所が滋賀県内のみ

④ 相続（個人事業主の方に限る。）

被相続人	相続人
滋賀県知事許可を受けている者	建設業許可を受けておらず、建設業を営む営業所が滋賀県内のみ
	滋賀県知事許可を受けている者

滋賀県知事への認可申請になります

上記以外の場合（承継人または被承継人のいずれかが大臣許可を受けている者・他の都道府県知事許可を受けている者の場合など）については、国土交通大臣への認可申請になります。詳細については国土交通省近畿地方整備局建設産業第一課にお問い合わせください。

国土交通省近畿地方整備局建設産業第一課

電話 06-6942-1141（代表） ホームページ <https://www.kkr.mlit.go.jp/>

また、国土交通大臣への認可申請を行う場合、譲渡・合併・分割に関しては様式第22号の9（P.54）、相続に関しては様式第22号の12（P.56）の届出書を当県へ提出いただく必要がございますのでご注意ください。

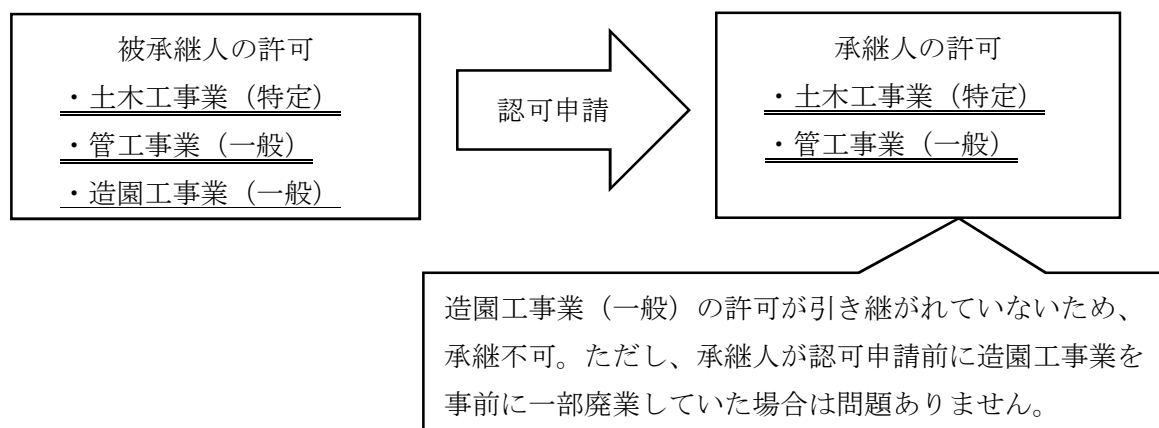
3. 認可の要件について

認可申請をされる場合には、以下の全てに該当していることが必要になります。

① 建設業許可の全てを承継人（相続人）に承継させること

被承継人が受けていた建設業の許可を全て承継人に承継する場合に限り、許可の承継が可能になります。一部の許可のみの承継はできませんのでご注意ください。ただし、認可申請前に被承継人が一部の業種を廃業し、残りの業種全てを承継させる場合は問題ありません。

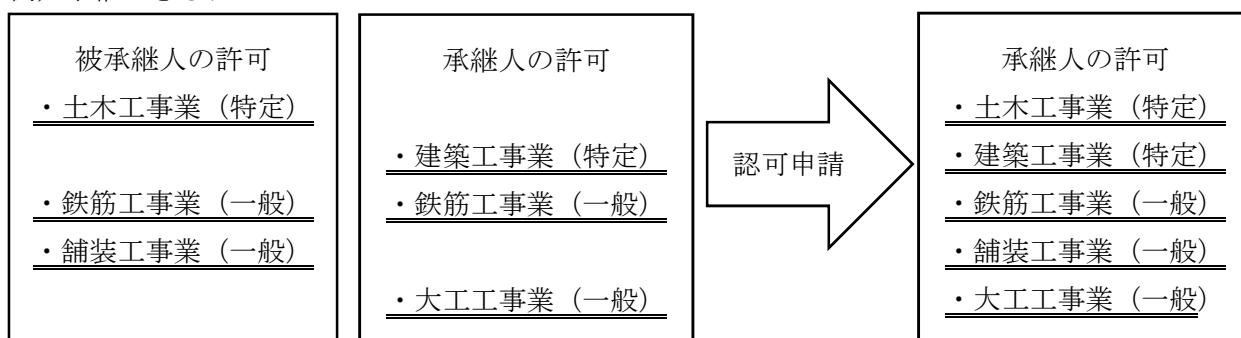
例) 承継できないケース



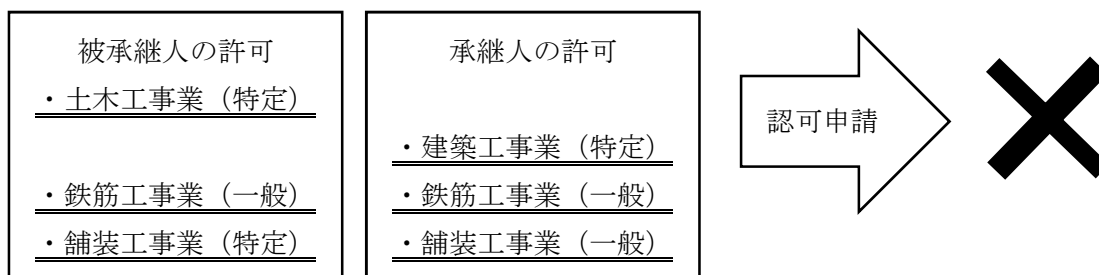
② 被承継人（被相続人）が一般（特定）建設業許可を受けている業種において、承継人（相続人）が特定（一般）建設業許可を受けていないこと（承継人が建設業許可を受けている場合のみ）

1者が同一業種において一般建設業・特定建設業両方の許可を受けることはできません。（下の例参照）同一業種を承継する場合は一般・特定の区分が同じときのみ承継が可能です。（下の例では鉄筋工事業）

例) 承継できるケース



例) 承継できないケース



舗装工事業について被承継人と承継人で許可の区分が一般・特定で異なるため、事前に承継人または被承継人が舗装工事業を一部廃業することで承継可能。

③【事業承継等】事業承継等の効力発生日前までに認可を受けること

【相続】被相続人死亡後 30 日以内に申請を行い、その後、認可を受けること

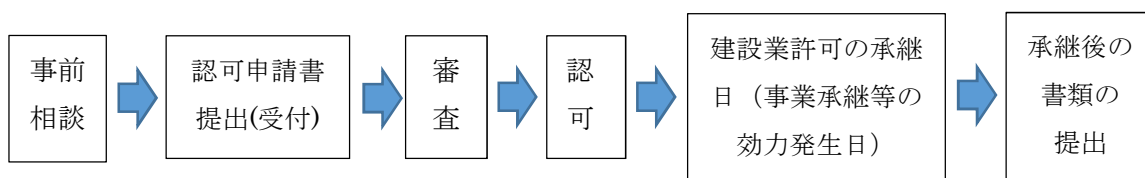
事業譲渡や合併、分割については承継の効力が「発生する前」に認可を受ける必要があります。また、事業承継等の効力発生日は承継人および被承継人の建設業許可有効期間内である必要があります。既に事業承継等の事実が発生した後に遡って認可をすることは出来ません。

なお、認可の申請を受付後、審査におおむね 1 か月程度お時間を要しますので、遅くとも承継される予定日の 1 か月半前までには認可の申請を行っていただくようお願いします。

相続の場合は、被相続人の死亡後 30 日以内に申請を行っていただくようお願いします。また、申請時に被相続人の許可の有効期間内である必要があります。

4. 認可申請の流れについて

① 手続の流れ



② 事前相談（※遅くとも事業承継等の効力発生日の2か月前を目途に）

事業承継等による認可申請をされると見込まれる場合は、審査を円滑に実施するため、事前に土木交通部監理課建設業係にご連絡いただき、事前相談のご予約をお願いします。事前相談なく認可申請をご提出された場合、書類の審査等に時間を要する可能性があります。

（※認可申請の事前相談を行う場合も、相談日時の予約（下記⑤ロおよびニの通り）をお願いします）

③ 申請用紙の入手方法

認可申請に関する用紙は、本マニュアルおよび「滋賀県ホームページ」に掲載しておりますので、コピーまたは印刷してご利用ください。

・ 滋賀県ホームページからのダウンロード

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kensetsu/303050.html>

ホーム > 県民の方 > しごと・産業・観光 > 建設業 > 許認可・申請・届出 > 建設業許可申請書

また本マニュアルについては各土木事務所では配布しておりません。ホームページ上でダウンロードいただくようお願いします。

④ 申請書の作成（※鉛筆、消せるボールペンなど修正可能な筆記具は使用不可）

認可申請書および添付書類の作成に当たっては、後の「認可申請書の記入例」（記載要領）を参考のうえ、正確に行ってください。

認可申請書等の重要な事項について、虚偽の記載があり、または重要な事実の記載が欠けているときは、故意・過失を問わずに認可を拒否する事由となります。

また、認可の後にこのような事実が判明したときは、認可を取り消すことにもなりますので十分に注意してください。

なお、申請書の提出時または提出後に記載内容に誤記、脱落のあることが判明したとき、あるいは訂正、補充を求められたときは、できる限りすみやかに対応してください。

行政書士による代理申請の場合は、委任状を添付し、申請書に職印を押印してください。また申請書副本および認可通知書の代理受領を希望する場合は、副本の表紙に委任状（写）を添付してください。

⑤申請書類の提出

イ. 提出場所

滋賀県大津市京町四丁目1番1号（滋賀県庁新館5階）

土木交通部監理課建設業係

電話 077-528-4114（直通）

ロ. 受付日時（※必ず、次頁「二. 認可申請の事前予約制について」を確認してください。）

受付日 月～金曜日（休日・閉庁日等は除く）

時 間 9時00分～12時00分、13時00分～16時00分

ハ. 提出部数

正本1通、副本1通

二. 認可申請（事前相談含む）の事前予約制について【重要】

認可申請・認可申請の事前相談を行う際は必ず事前にご予約をお願いします。

予約方法	申請・ご相談の前日までに、電話により予約を行ってください。 予約先：監理課建設業係 077-528-4114
予約受付時間	9時00分～12時00分、13時00分～17時00分（休日・閉庁日等は除く）
伝達事項	予約時に、以下の事項を伝えてください。 ①申請希望日時 ②県の担当者名（相談後の申請の場合のみ） ③申請区分等 ④被承継人の許可番号 ⑤商号、名称 ⑥予約者名 ⑦連絡先

※当日、審査開始時間にご来庁いただけない場合は、キャンセルとして取り扱わせていただきますので、ご了承ください。

また、ご希望の日時にご予約いただけない場合がありますので、残高証明書等の有効期限のある書類を取得される際は、ご注意ください。

ホ. 認可申請手数料

手数料は不要です。

⑥受付

受付窓口において申請書が認可の基準を満たしているか、記入漏れはないか、内容が適切か、内容を裏付ける資料がそろっているか等を確認します。その際に申請内容について、担当者が質問をする場合がありますので内容を十分に理解されている方が来庁してください。

⑦審査

受理した申請書の内容が正しいか、経營業務の管理責任者・専任技術者等が他の許可業者と重複していないか等の審査を行います。

⑧認可

審査が終了すると認可になります。通常、申請書受理後おおむね 1 か月程度の審査期間を要します。ただし、受理された場合であっても、内容に疑義、不備がある場合はそれ以上の期間を要します。日数には余裕をみて提出するとともに、不足書類があった場合はできる限り速やかに提出してください。

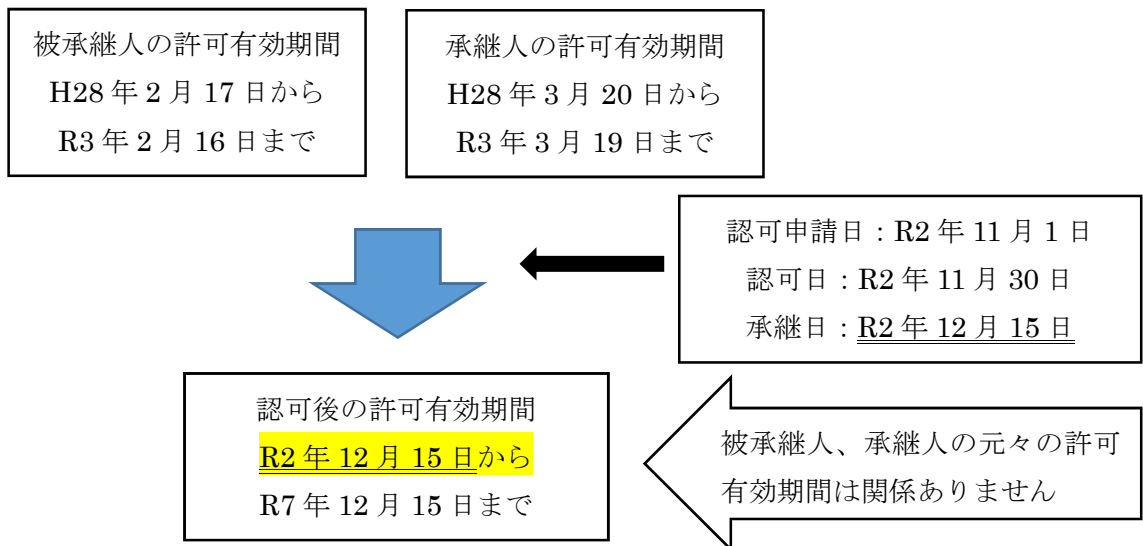
※許可番号について

原則、被承継人の許可番号を引き継ぎます。ただし、認可申請前から承継人が滋賀県知事許可を受けている場合は被承継人または承継人の許可番号のうちどちらを使用するか選択できます。選択される許可番号を認可申請書にご記入ください。なお、一度選択した許可番号は一切変更できませんのでご注意ください。

※認可後の許可期間について

認可申請前に被承継人、承継人が受けていた許可の有効期間にかかわらず、承継の効力発生日の翌日から起算することになります。(下の例参照)

例)



(1) 事業承継等（事業譲渡・合併・分割）の場合

⇒ 事業承継等の効力発生日の翌日から5年

※承継日当日も許可は有効です。このため、認可通知書の記載の有効期間は5年と1日となります。

(2) 相続の場合 ⇒ 認可を受けた日の翌日から5年

※承継日当日も許可は有効です。このため、認可通知書の記載の有効期間は5年と1日となります。

※相続人が認可の申請をした場合は、被相続人の死亡の日から当該認可の申請に対する処分があるまでは、相続人は建設業の許可を受けたものとして扱います。

⑨認可通知書の送付

- ・ 認可通知書は簡易書留により原則として承継人の主たる営業所宛に郵送します。(副本も同時に郵送します。)
- ・ 申請代理人宛等へ送付希望の場合は、委任状(写)が必要です。(副本の表紙に添付してください。)
- ・ 認可通知書の再発行はしませんので大切に保管してください。紛失等の際は、建設業許可証明書を受けてください。なお、許可証明書の発行手数料は1通につき530円です。手数料は、滋賀県収入証紙で納入してください。

※ 認可の拒否

認可の要件を満たさないこと、欠格要件に該当することが判明した場合や、認可申請書等の重要な事項について、虚偽の記載がありまたは重要な事実の記載が欠けているときは、故意・過失を問わずに認可を拒否します。この場合、**申請書の返却はできません。**

※ 認可申請の取下げ

認可の申請をした者が、都合によりその申請の取下げをしようとする場合は、「認可申請の取下げ願」(P.57 参照)を提出してください。受理されますと申請書類をお返しします。

法律で定めのある場合を除き、行政書士でない者が、官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは、法律で禁じられています。

滋賀県行政書士会の連絡先

〒520-0056 大津市末広町2-1 滋賀県行政書士会館 TEL 077-525-0360

●必要な認可申請書類一覧表

・○印の様式が必要となります。△印は該当する場合に提出。ただし承継先が建設業許可業者の場合は省略できる書類がございますので事前打ち合わせ時にご相談ください。また書類については特段記載がない限り承継先に係る書類を作成・取得ください。

・認可申請に伴う様式以外の各種様式の記載例および記載要領については「建設業許可申請マニュアル」を参照いただきますようお願いいたします。

様式番号	申請書様式	申請の区分				様式	記載例	記載要領
		A	B	C	D			
		事業譲渡	合併	分割	相続			
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書（第一面、第二面）	○	—	—	—	39	18	20
第22号の7	合併認可申請書（第一面、第二面）	—	○	—	—	42	22	24
第22号の8	分割認可申請書（第一面、第二面）	—	—	○	—	44	26	28
第22号の10	相続認可申請書（第一面、第二面）	—	—	—	○	49	30	32
各別紙一	役員等の一覧表（法人のみ）	○	○	○	—	46	—	—
各別紙二	営業所一覧表（相続の場合は様式名は別紙一）	○	○	○	○	47, 51	—	35
各別紙三	専任技術者一覧表（相続の場合は様式名は別紙二）	○	○	○	○	48, 52	—	36
第2号	工事経歴書	○	○	○	○	—	—	—
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	—	—	—
第4号	使用人数	○	○	○	○	—	—	—
第6号	誓約書	○	○	○	○	—	—	—
第22号の6	誓約書	○	○	○	—	41	33	—
第22号の11	誓約書	—	—	—	○	53	34	—
第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	○	○	○	○	—	—	—
第7号別紙	常勤役員等略歴書※経營業務の管理責任者の方のみ作成	○	○	○	○	—	—	—
第7号の2	常勤役員等及び補佐する者の証明書	△	△	△	△	—	—	—
第7号の2別紙	常勤役員等・直接に補佐する者の略歴書	△	△	△	△	—	—	—
経營業務 管理の要 件確認資 料	【共通】工事請負契約書等（写し）または発注者証明書（原本）等	—	—	—	—	—	—	—
	【法人】商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本）	△	△	△	△	—	—	—
	【個人】確定申告書（写し、原本提示）または所得証明書（原本）	—	—	—	—	—	—	—
第7号の3	健康保険等の加入状況	△	△	△	△	—	—	—
第8号	専任技術者証明書（新規・変更など）	○	○	○	○	—	—	—
添付書類	合格証明書・免許証等（該当する場合のみ）（写し、原本提示）	△	△	△	△	—	—	—
第9号	実務経験証明書（該当する場合のみ）	△	△	△	△	—	—	—
添付書類	卒業証明書等（該当する場合のみ）（写し、原本提示）	△	△	△	△	—	—	—
添付書類	実務経験証明書の確認資料 工事請負契約書等（写し）または発注者証明書（原本）	△	△	△	△	—	—	—
第10号	指導監督の実務経験証明書（特定許可のみ）（該当する場合のみ）	△	△	△	△	—	—	—

次頁へ

様式番号	申請書様式	申請の区分				様式	記載例	記載要領	
		A	B	C	D				
		事業譲渡	合併	分割	相続				
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	—	—	—	
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 ^{注1}	○	○	○	○	—	—	—	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	—	—	—	
第14号	【法人】株主(出資者)調書	○	○	○	—	—	—	—	
第15号～第17号の3	【法人】財務諸表関係書類	○	○	○	—	—	—	—	
第18～19号	【個人】財務諸表関係書類	△	—	—	○	—	—	—	
添付書類	【法人】定款(写し)	○	○	○	—	—	—	—	
	【法人】商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本)(3か月以内交付のもの)	○	○	○	—	—	—	—	
第20号	営業の沿革	○	○	○	○	—	—	—	
第20号の2	所属建設業者団体	○	○	○	○	—	—	—	
添付書類	事業税納税証明書(税目記載のあるもの。原本、3か月以内発行のもの)※新規設立法人の場合は、法人設立届出書、新規開業した個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書(税務署受付印のあるもの)の写し。電子の場合はメール詳細も添付)※注2	○	○	○	○	—	—	—	
添付書類	健康保険等の加入状況の確認資料	○	○	○	○	—	—	—	
第20号の3	主要取引金融機関	○	○	○	○	—	—	—	
写真	営業所の写真(内観、外観)	○	○	○	○	—	—	—	
添付書類	経營業務の管理責任者・常勤役員等を直接補佐する者・専任技術者の常勤確認書類	○	○	○	○	—	—	—	
	譲渡および譲受けに関する契約書(写し)	○	—	—	—	—	—	—	
	株主総会もしくは社員総会の決議録等	○	○	○	—	—	—	—	
	合併の方法および条件が記載された書類	—	○	—	—	—	—	—	
	合併契約書の写しおよび合併比率説明書	—	○	—	—	—	—	—	
	分割の方法および条件が記載された書類	—	—	○	—	—	—	—	
	分割契約書の写しおよび分割比率説明書(新設分割の場合においては分割計画書)	—	—	○	—	—	—	—	
	申請者と被相続人との続柄を証する書類	—	—	—	○	—	—	—	
	当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書(申請者以外に相続人がある場合)	—	—	—	○	—	—	—	
	※全ての申請において必要です。						—	—	—
[個人]個人事業主および建設業法施行令第3条に定める使用人(支配人等)について [法人]役員、建設業法施行令第3条に規定する使用人(営業所長等)について 下記の(1)、(2)両方の書類を添付 (1)「登記されていないことの証明書」(法務局および地方法務局が発行するもの) ※成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(原本、3か月以内発行のもの) ※滋賀県内では大津地方法務局のみ取り扱っています。申請手続きの詳細は法務局HPをご覧ください。 (2)「身分証明書(身元証明書)」(本籍地の市町村が発行するもの) ※禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けておらず、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書(原本、3か月以内発行のもの) ※外国籍の方は、(2)については不要です。 (注)成年被後見人または被保佐人に該当する場合は、契約の締結およびその履行にあたり必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書を提出してください。(詳細は監理課にご相談ください)									
財産的基礎の要件の確認資料									
その他の添付書類						○	—	—	—
						必要に応じて提出いただく場合があります。	—	—	—

注1) 法人の役員等、本人、法定代理人、法定代理人の役員等について作成。経營業務管理責任者は除く。
注2) 個人事業税の納税証明書については、納税証明書請求時期がその年度の課税および納付が完了している場合は「請求年度の証明書」とし、それ以外はすべて請求の前年度の証明書とします。

●申請書を提出する前にご確認ください

- 1 確定申告書や合格証明書等の原本は必ず申請窓口を持参してください。
- 2 証明書は、申請時点において3か月以内に発行されたものに限り。 (※残高証明書は4週間以内)

●認可申請書類一覧の特殊な必要書類について

① 第22号の6、第22号の11（事業承継後の営業所について社会保険に係る届書の提出を行うことを誓約する書面）

適用事業所等に係る届書の提出については、事業承継の日から、各法令で定める期間内に届書を提出する必要があるため、認可申請の時点においては、当該届書の提出を誓約する書面を提出いただくこととなります。なお、誓約したとおり届書の提出を行わなかった場合は、許可基準を満たさないこととなり、許可の取り消し事由に該当することとなるため十分ご注意ください。

② 譲渡および譲受けまたは合併もしくは分割に関する契約書の写し等について

・譲渡および譲受けまたは合併もしくは分割に関する契約書の写しについては、株主総会の承認を受けたものを提出してください（株主総会の承認が不要な場合を除く。）。

・分割が新設分割である場合にあっては、株主総会の承認を受けた新設分割計画書を提出してください（株主総会の承認が不要な場合を除く。）。

・譲渡および譲受けについて、個人事業主から法人へ組織変更する場合は、当該個人事業主とその新規設立法人との譲渡契約書を添付してください。譲渡契約によらない組織変更（いわゆる法人成り）の場合は、**建設業許可の新規申請**となりますので、許可申請マニュアルのP53をご確認ください。

・株主総会もしくは社員総会の決議録または無限責任社員もしくは総社員の同意書については、被承継人（被承継人が複数である場合は、全ての被承継人）および承継人それぞれについて提出してください。当該譲渡および譲受けまたは合併もしくは分割が、簡易組織再編行為（事業承継のうち、会社法第467条第1項第2号、第784条第2項、第796条第2項または第805条に該当するものをいう。）に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する意思の決定を証する書類を提出してください。

③ 合併の方法および条件が記載された書類について

「合併の方法および条件が記載された書類」には、新設合併または吸収合併の別および合併の条件（合併契約書のとおりである場合はその旨）を記載し提出してください。

④ 分割の方法および条件が記載された書類について

「分割の方法および条件が記載された書類」は、吸収分割又は新設分割の別および分割の条件（分割契約書または分割計画書のとおりである場合はその旨）を記載し提出してください。

⑤ 申請者と被相続人との続柄を証する書類について

被相続人との続柄を証する戸籍謄本等をご提出ください。

⑥ 被相続人が営業していた建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人同意書について

申請者以外に相続人がいる場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に、申請者以外のすべての相続人が住所および氏名を記載、押印した誓約書をご提出ください。指定様式はございませんので任意の様式を作成してください。

<注意点>

・常勤役員等、専任技術者および令3条使用人は、承継予定日まで許可業者（被承継人）において常勤であることが必要です。

・認可後、承継日付での承継人における常勤役員等、専任技術者、令3条使用人の常勤性の確認資料の提出や、それに伴う社会保険・雇用保険の加入についての確認資料等を提出いただきます。

（※ 認可申請の時点で常勤性の確認が可能な常勤役員等、専任技術者の常勤性の確認資料や社会保険・雇用保険の加入についての確認資料の提出は、認可申請日時点で必要です。）

・認可の申請において、一部の書類は承継日以降に提出していただくこととなりますが、設定された期限以内にこれらの書類を提出することができない場合、認可の取り消し処分の対象となるため、原則期限以内に提出するようにしてください。後日提出の書類の具体的な内容については次ページをご確認ください。

5. 認可後の届出書類について

認可を受けて建設業者としての地位を承継した者は、(1) および (2) 届出・書類の提出を行う必要があります。

また、承継日後に提出書類の差し替え、確認資料の提出を求める場合があります。

(1) 健康保険等の加入状況、要件者の常勤性を確認するための書類

① 事業譲渡の譲受人、合併存続法人、分割承継法人（新設分割により設立された法人を除く）および相続人

提出期限	提出書類
当該承継の日から 2 週間以内	健康保険等の加入状況（様式 7 号の 3）
	健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入の確認資料
当該承継後、速やかに	履歴事項全部証明書（※事業譲渡を除く）

② 合併により新設された法人および分割承継法人（新設分割により設立された法人に限る。）

提出期限	提出書類
当該承継の日から 2 週間以内	健康保険等の加入状況（様式 7 号の 3）
	健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入の確認資料
当該承継の日から 30 日以内	履歴事項全部証明書
	営業の沿革（様式 20 号）
	所属建設業者団体（様式 20 号の 2）

(2) 事業承継前後の時点における財務諸表（※（A）～（C）すべて）

提出期限	提出書類
当該承継後、速やかに	(A) 被承継人の事業承継直前の最終財務諸表 (B) 承継人の事業承継直前の最終財務諸表 (C) 承継人の事業承継時の財務諸表 ※いずれも法人の場合（様式 15～17 号の 2） 個人の場合（様式 18～19 号）

Ⅱ．認可申請書の記入例

※認可申請に関する申請書のみになります。



(第2面)

<譲渡人に関する事項>

譲渡人に関する事項については、本県に届出済みの通りに記載。届出内容から変更がある場合は、事前に変更届や廃業届を提出。

水消清解

1. 一般
2. 特定

譲渡人建設業 1 9

商号又は名称のフリガナ 2 0 コ ウ オ ツ ケ ン セ ツ

商号又は名称 2 1 甲 乙 建 設 (株)

代表者又は個人の氏名のフリガナ 2 2 ビ ワ コ タ ロ ウ

代表者又は個人の氏名 2 3 琵琶湖太郎 支配人の氏名

主たる営業所の所在地市区町村 2 4 2 5 2 0 1 都道府県名 滋賀県 市区町村名 大津市

主たる営業所の所在地 2 5 京 町 4 一 1 一 1

郵便番号 2 6 5 2 0 - 8 5 7 7 電話番号 0 7 7 - 5 2 8 - 4 1 1 4

ファックス番号 077-524-0943

法人又は個人の別 2 7 1 (1. 法人) 2. 個人

兼業の有無 2 8 2 (1. 有) 2. 無

資本金額又は出資総額 4 5 10 3 0 0 0 0 (千円)

法人番号 13 15 20 25 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

建設業以外に行っている営業の種類

大臣コード 知事

許可番号 2 9 2 5 国土交通大臣 滋賀県知事 許可 (一般 0 1) 第 0 1 2 3 4 5 号

許可年月日 11 13 15 令和 0 1 年 0 5 月 0 1 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 総務部 氏名 琵琶湖 一郎 電話番号 077-528-4114
ファックス番号 077-524-0943

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。
- 6 04「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
 - 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
 - 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例 (株)建設 (有))
- | 種 類 | 略 号 |
|---------|-----|
| 株 式 会 社 | (株) |
| 特例有限会社 | (有) |
| 合 名 会 社 | (名) |
| 合 資 会 社 | (資) |
| 合 同 会 社 | (合) |
| 協 同 組 合 | (同) |
| 協 業 組 合 | (業) |
| 企 業 組 合 | (企) |
- 12 11又は22「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
 - 13 12又は23「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
 - 14 13「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
 - 15 14「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地」又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関2-1-13□のように記入すること。
 - 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。
 - 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 18 1 8又は2 9のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ譲受人又は譲渡人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 1 9「譲り渡す建設業」の欄は、この申請書により譲渡及び譲受けの認可を申請する譲渡人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

特に記載がない限り記入例は第22号の5と同じ

00111

合併認可申請書

(第1面)

この申請書により、合併の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

合併の当事者法人全てが署名すること

申請者 _____

地方整備局長
北海道開発局長
滋賀県知事 殿

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	3	令和 年 月 日
認可申請年月日	0	2	令和 年 月 日

この部分には記入しない

合併年月日	0	3	令和 年 月 日
合併理由	0	4	事業再編のため、など

合併契約で決定した効力発生日などを記入

合併契約書に記載の合併の対価を記入

合併の価格	0	5	円
-------	---	---	---

承継後に使用する許可番号を記入(原則は承継元の許可番号)

引き続き使用する許可番号	0	6	大臣 知事	コード	国土交通大臣 許可(一般-) 第 号
--------------	---	---	----------	-----	---------------------

合併後に合併後存続法人が受ける許可について記載

申請時点で承継元が受けている建設業許可を記載。新設合併法人の場合は空白

<合併存続法人又は合併後に営業しようとする建設業>	0	7	建設業
認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業	0	8	建設業

商号又は名称のフリガナ	0	9	フリガナ
-------------	---	---	------

商号又は名称	1	0	フリガナ
--------	---	---	------

代表者の氏名のフリガナ	1	1	フリガナ
代表者の氏名	1	2	フリガナ

合併後の主たる営業所の所在地市町村コード	1	3	都道府県名	市区町村名
合併後の主たる営業所の所在地	1	4	フリガナ	フリガナ

郵便番号	1	5	フリガナ	電話番号
ファックス番号			フリガナ	

資本金額等	1	6	資本金額又は出資総額 (千円)	法人番号
-------	---	---	-----------------	------

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入すること。
- 6 04「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「合併後に引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「合併後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 □(株)A建設□
□B建設□(有)□□)

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 12 11又は22「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 13 12又は23「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 14 13「合併後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 14「合併後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば■が■2-1-13□のように記入すること。
- 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。
- 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合

にのみ当該法人番号を記入すること。

- 18 ①⑧又は②⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①②③④又は①月①日のように、コラムに数字を記入するに当たって空位のコラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 ①⑨「認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

- 21 合併消滅法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜合併消滅法人に関する事項＞については、合併消滅法人ごとに記載すること。

特に記載がない限り記入例は第22号の5と同じ

分割認可申請書

(第1面)

この申請書により、分割の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

分割の当事者法人全てが署名すること

令和 年 月 日

申請者 _____

地方整備局長
北海道開発局長
滋賀県知事 殿

行政庁側記入欄	大臣コード 知事	項番 3	許可年月日 11 13 15
許可番号	0 1 2 5	この部分には記入しない	
認可申請年月日	0 2	令和	年 月 日

分割年月日	0 3	令和	年 月 日	分割契約で決定した効力発生日などを記入
分割の理由	0 4	事業再編のため、など 分割契約書に記載の分割の対価を記入		

分割の価格	0 5	円	承継後に使用する許可番号を記入(原則は承継元の許可番号)
引き続き使用する許可番号	承継後に分割承継法人が受ける許可について記載	大臣コード 知事	通大臣許可(一般-) 第 5 10 号

<分割承継法人に関する事項>

分割後に営業しようとする建設業	0 7	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 構	申請時点で分割承継法人が受けている建設業許可を記載。
認可申請時において許可を受けている建設業	0 8		

商号又は名称のフリガナ	0 9	
-------------	-----	--

商号又は名称	1 0	
--------	-----	--

代表者の氏名のフリガナ	1 1	
代表者の氏名	1 2	

分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード	1 3	都道府県名	市区町村名
分割後の主たる営業所の所在地	1 4		

郵便番号	1 5	電話番号
ファックス番号		

資本金額等	1 6	資本金額又は出資総額 (千円)	法人番号
-------	-----	-----------------	------

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入すること。
- 6 04「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「分割後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において分割承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 □(株)A建設□
□B建設□(有)□□)

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 12 11又は22「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 13 12又は23「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 14 13「分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 14「分割後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば園が関2-1-13□のように記入すること。
- 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。
- 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入すること。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 18 ①⑧又は②⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ分割承継法人又は分割被承継法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
- 「許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①②③④又は①月①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 19 ①⑨ 「認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する分割被承継法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 分割被承継法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜分割被承継法人に関する事項＞については、分割被承継法人ごとに作成すること。

相続認可申請書

(第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を
この申請書及び添付書類の記載事項は、事

特に記載がない限り記入例は第22号の5と同じ

令和 年 月 日

営業所の所在地
商号または名称
代表者
を記入

地方整備局長
北海道開発局長
滋賀県知事 殿

申請者 相続人

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許 可 番 号	項 番	3	11
認 可 申 請 年 月 日	0 1 2 5	3	13
	0 2	3	15
	令和	年	月
		年	月
		年	月

この部分には記入しない

被相続人の死亡日 令和 年 月 日

戸籍謄本などのおりに記入

大臣知事 コード

承継後に使用する許可番号を記入。原則は被承継人の番号。

引き続き使用する許可番号 国土交通大臣 許可 (一般) 第 号

承継後に相続人が受ける許可について記載

申請時点で相続人が受けている建設業許可を記載。相続人が建設業許可を受けていない場合は空白

相続後に相続人が営業しようとする建設業 0 5

認 可 申 請 時 に お い て 相 続 人 が 許 可 を 受 け て い る 建 設 業 0 6

商 号 又 は 名 称 の フ リ ガ ナ 0 7

商 号 又 は 名 称 0 8

氏 名 の フ リ ガ ナ 0 9

氏 名 1 0

被相続人との続柄 1 1

相 続 後 の 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 市 区 町 村 コー ド 1 2

都道府県名 市区町村名

相 続 後 の 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 市 区 町 村 コー ド 1 3

郵 便 番 号 1 4

電 話 番 号

ファックス番号

兼 業 の 有 無

申請時点で相続人が建設業許可を受けている場合は許可番号を記入。許可を受けていない場合は空白

大臣知事 コード

国土交通大臣 滋賀県知事 許可 (一般) 第 号

許可年月日 令和 年 月 日

許 可 番 号 1 6

記載要領

- 1 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「被相続人の死亡日」欄は、被相続人の死亡の年月日を記入すること。
- 6 04「引き続き使用する許可番号」の欄は、被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 7 05「相続の認可を受けた後に相続人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け建設業者としての地位を承継した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 8 06「認可申請時において相続人が許可を受けている建設業」の欄は、相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、7と同じ要領で記入すること。
- 9 07又は18「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 10 09又は20「個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 11 10又は21「個人の氏名」の欄は、申請者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 12又は22「相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は22「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 13 13又は23「相続後の主たる営業所の所在地」又は23「主たる営業所の所在地」の欄は、11により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関2-1-13□□のように記入すること。
- 14 14又は24のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□□のように左詰めで記入すること。
- 15 16又は26のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ相続人又は被相続人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
「許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 16 17「被相続人が許可を受けていた建設業」の欄は、この申請により相続の認可を申請する被相続人が許可を受けていた建設業を7と同じ要領で記入すること。
- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

誓 約 書

譲渡、合併、分割の認可申請時に使用する。相続の認可申請については様式第22号の11を使用すること。

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事

殿

譲渡、合併、分割の申請者（複数いる場合は全ての申請者）が署名する。

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

※健康保険等の加入状況（様式第7号の3）を後日提出とした場合、認可後、承継日より2週間以内に提出してください。また、併せて社会保険・雇用保険の加入の確認ができる書類をご提出ください。（提出書類の詳細は建設業許可申請マニュアルのP.36～37をご確認ください。）
※様式第6号の「誓約書」とは別のものですので、ご注意ください。

様式第二十二号の十一（第十三条の三関係）

（用紙A4）

誓 約 書

相続の認可申請時に使用する。

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

~~地方整備局長~~

相続人

~~北海道開発局長~~

滋賀県知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-1のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-53-2531-8111のように左詰めで記入すること。

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第二十二号の五）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

Ⅲ. 認可申請様式集

※認可申請に関する申請書のみになります。



譲渡及び譲受け認可申請書

(第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 譲渡人 _____

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事 殿

譲受人 _____

行政庁側記入欄	大臣コード 知事	項番 3 5	国土交通大臣 知事	許可(一般-) 第 5 10 号	許可年月日 11 13 15 令和 年 月 日
許可番号	0 1 2 5				
認可申請年月日	0 2	3 5 7 令和 年 月 日			

譲渡及び譲受けの年月日 0 3 令和 年 月 日

譲渡及び譲受けの理由 0 4

譲渡及び譲受けの価額 0 5 円

引き続き使用する許可番号 0 6 大臣コード 知事 3 5 国土交通大臣 滋賀県知事 許可(一般-) 第 5 10 号

<譲受人に関する事項>

譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設業 0 7 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

認可申請時において許可を受けている建設業 0 8 3 5 10 15 25 30 (1. 一般) (2. 特定)

商号又は名称のフリガナ 0 9 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

商号又は名称 1 0 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

代表者又は個人の氏名のフリガナ 1 1 3 5 10 15 20

代表者又は個人の氏名 1 2 3 5 10 支配人の氏名

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード 1 3 3 5 都道府県名 滋賀県 市区町村名

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地 1 4 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

郵便番号 1 5 3 5 6 10 15 20 電話番号

ファックス番号 _____

法人又は個人の別 1 6 3 (1. 法人) (2. 個人) 資本金額又は出資総額 4 5 10 (千円) 法人番号 13 15 20 25

兼業の有無 1 7 3 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類

許可番号 1 8 大臣コード 知事 3 5 国土交通大臣 滋賀県知事 許可(一般-) 第 5 10 号 許可年月日 11 13 15 令和 年 月 日

(第2面)

<譲渡人に関する事項>

譲渡建設業 1 9

商号又は名称のフリガナ 2 0

商号又は名称 2 1

代表者又は個人の氏名のフリガナ 2 2

代表者又は個人の氏名 2 3 支配人の氏名 _____

主たる営業所の所在地市区町村 2 4 都道府県名 滋賀県 市区町村名 _____

主たる営業所の所在地 2 5

郵便番号 2 6 電話番号 _____

ファックス番号 _____

法人又は個人の別 2 7 (1. 法人) (2. 個人) 資本金額又は出資総額 (千円) 法人番号

兼業の有無 2 8 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類 _____

大臣知事コード 許可番号 2 9 国土交通大臣 滋賀県知事 許可(一般-) 第 号 許可年月日 令和 年 月 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____

ファックス番号 _____

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

0 0 1 1 1

合併認可申請書

(第1面)

この申請書により、合併の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 _____

地方整備局長
北海道開発局長
滋賀県知事 殿

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	3	11
01	01		令和
		国土交通大臣 知事	年
		許可 (一般)	月
		第	日
		5	
		10	
認可申請年月日			
02		令和	
		年	
		3	
		5	
		7	
		月	
			日

合併年月日 03 令和 年 月 日

合併理由 04

合併の価格 05 円

大臣
知事

コード

引き続き使用する許可番号 06 国土交通大臣 滋賀県知事 許可 (一般) 第 号

<合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項>

合併後に営業しようとする建設業 07 1.一般 2.特定

認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業 08 1.一般 2.特定

商号又は名称のフリガナ 09

商号又は名称 10

代表者の氏名のフリガナ 11

代表者の氏名 12

合併後の主たる営業所の所在地市町村コード 13 都道府県名 市区町村名

合併後の主たる営業所の所在地 14

郵便番号 15 電話番号

ファックス番号 _____

資本金額又は出資総額 16 (千円) 法人番号 13 15 20 25

0 0 1 2 1

分割認可申請書

(第1面)

この申請書により、分割の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 _____

地方整備局長
北海道開発局長
滋賀県知事 殿

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	国土交通大臣 知事 許可 (一般-) 第 号	令和 年 月 日
認可申請年月日	0 2	令和 年 月 日	

分割年月日 令和 年 月 日

分割の理由

分割の価格 円

大臣
知事

引き続き使用する
許可番号

国土交通大臣
知事 許可 (一般-) 第 号

<分割承継法人に関する事項>

分割後に営業しようとする建設業 (1.一般 2.特定)

認可申請時において許可を受けている建設業 (1.一般 2.特定)

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

代表者の氏名のフリガナ

代表者の氏名

分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード

分割後の主たる営業所の所在地

郵便番号 電話番号

ファックス番号

資本金額又は出資総額 (千円) 法人番号

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

相 続 認 可 申 請 書 (第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長 北海道開発局長 滋賀県知事 殿

申請者 相続人

行政庁側記入欄 大臣 知事 コード 許可番号 0125 国土交通大臣 許可 (一般) 第 5 10 号 許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日 認可申請年月日 02 令和 3 年 5 月 7 日

被相続人の死亡日 03 令和 3 年 5 月 7 日

引き続き使用する許可番号 04 大臣 知事 コード 国土交通大臣 許可 (一般) 第 5 10 号

<相続人に関する事項>

相続後に相続人が営業しようとする建設業 05 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定) 認可申請時において相続人が許可を受けている建設業 06 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般) (2. 特定) 商号又は名称のフリガナ 07 23 25 30 35 40 商号又は名称 08 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40 氏名フリガナ 09 3 5 10 15 20 氏名 10 支配人の氏名 被相続人との続柄 11

相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード 12 3 5 都道府県名 市区町村名 相続後の主たる営業所の所在地 13 23 25 30 35 40 郵便番号 14 3 5 6 電話番号 10 15 20 ファックス番号

兼業の有無 15 3 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類

許可番号 16 大臣 知事 コード 国土交通大臣 許可 (一般) 第 5 10 号 許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

滋賀県知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

様式二十二号の九（第十三条の二関係）

届 出 書

令和 年 月 日

滋賀県知事 殿

届出者 _____

以下のとおり、国土交通大臣に { 譲渡及び譲受け } の認可の申請を行いましたの
 { 合 併 }
 { 分 割 }
 で届出をします。

記

1. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

(1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

(2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

(3) その他

認可の 申請	申請先の地方整備局等	
	申請を行った日	
譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日		

記載要領

- 1 「

{	譲渡及び譲受け	}
{	合併	}
{	分割	}

」については、不要なものを消すこと。
- 2 2.（2）について合併により設立される法人又は分割承継法人（新設分割により設立される法人に限る。）である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。
- 3 2.（1）又は（2）について届出者と同一である場合には、名称の欄に「届出者と同一」と記載することで、2.（1）又は（2）の名称以外の部分については記載を要しない。

様式二十二号の十二（第十三条の三関係）

届 出 書

令和 年 月 日

滋賀県知事 殿

届出者 _____

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、
相続人
被相続人
に関する事項について、届出をします。

1. 届出をする 相続人 に関する事項
被相続人

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

2. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	
	申請を行った日	
被相続人の死亡日		

記載要領

- 「相続人
被相続人」については、不要なものを消すこと。
1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。

令和 年 月 日

殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

譲渡及び譲受
合併 の認可申請の取下げ願
分割

譲渡及び譲受
令和 年 月 日付で合併 の認可申請をしましたが、下記
分割
の理由により認可申請の取下げを致します。

記

取下げ理由



Mother Lake

母なる湖・琵琶湖。
—あずかっているのは、滋賀県です。